

## 第 51 回上越市美術展覧会の開催計画について

### 1 会期

令和 4 年 10 月 2 日（日）～10 日（月・祝）[9 日間] 午前 10 時～午後 6 時

※2 日（日）午前 9 時 30 分から表彰式、開場式を実施

※10 日（月・祝）は作品返却のため午後 4 時まで

### 2 会場（各部門展示場）

会場施設名	部屋名	第 51 回	第 50 回
高田城址公園 オーレンプラザ	ホール	日本画 洋画・版画	日本画 洋画・版画
	研修室・会議室	彫刻・立体造形 工芸・グラフィック デザイン	彫刻・立体造形 工芸・グラフィック デザイン
	スタジオ	—	第 50 回記念企画特別展
ミュゼ雪小町 (あすとびあ高田 5 階)	ギャラリー	書道	書道
	A・B・C	写真	写真
	多目的室	写真	写真

### 3 作品受付日時及び会場

日程	時間	会場	部門
9 月 20 日（火）	午前 10 時～ 午後 7 時	高田城址公園 オーレンプラザ	日本画 洋画・版画 彫刻・立体造形 工芸・グラフィックデザイン
9 月 21 日（水）		ミュゼ雪小町 (あすとびあ高田 5 階)	書道 写真

### 4 作品審査

日 時 9 月 23 日（金・祝） 午後 1 時～ 運営委員会 [入賞数・佳作数を決定]  
午後 2 時～ 作品審査

### 5 表彰式・開場式

日 時 10 月 2 日（日）午前 9 時 30 分～

会 場 高田城址公園オーレンプラザ ホール前ロビー

### 6 その他

運営委員による作品鑑賞会及びシャトルバスの運行は、新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえ、令和 4 年度の運営委員会で実施の可否を検討する。

令和4年度 第51回上越市美術展覧会 展示レイアウト  
オーレンプラザ会場【全体】

<凡例>

- 受付
- 動線
- ベルトパーテーション

彫刻・立体造形  
工芸・グラフィックデザイン  
[研修室・会議室]

日本画  
洋画・版画  
[ホール]

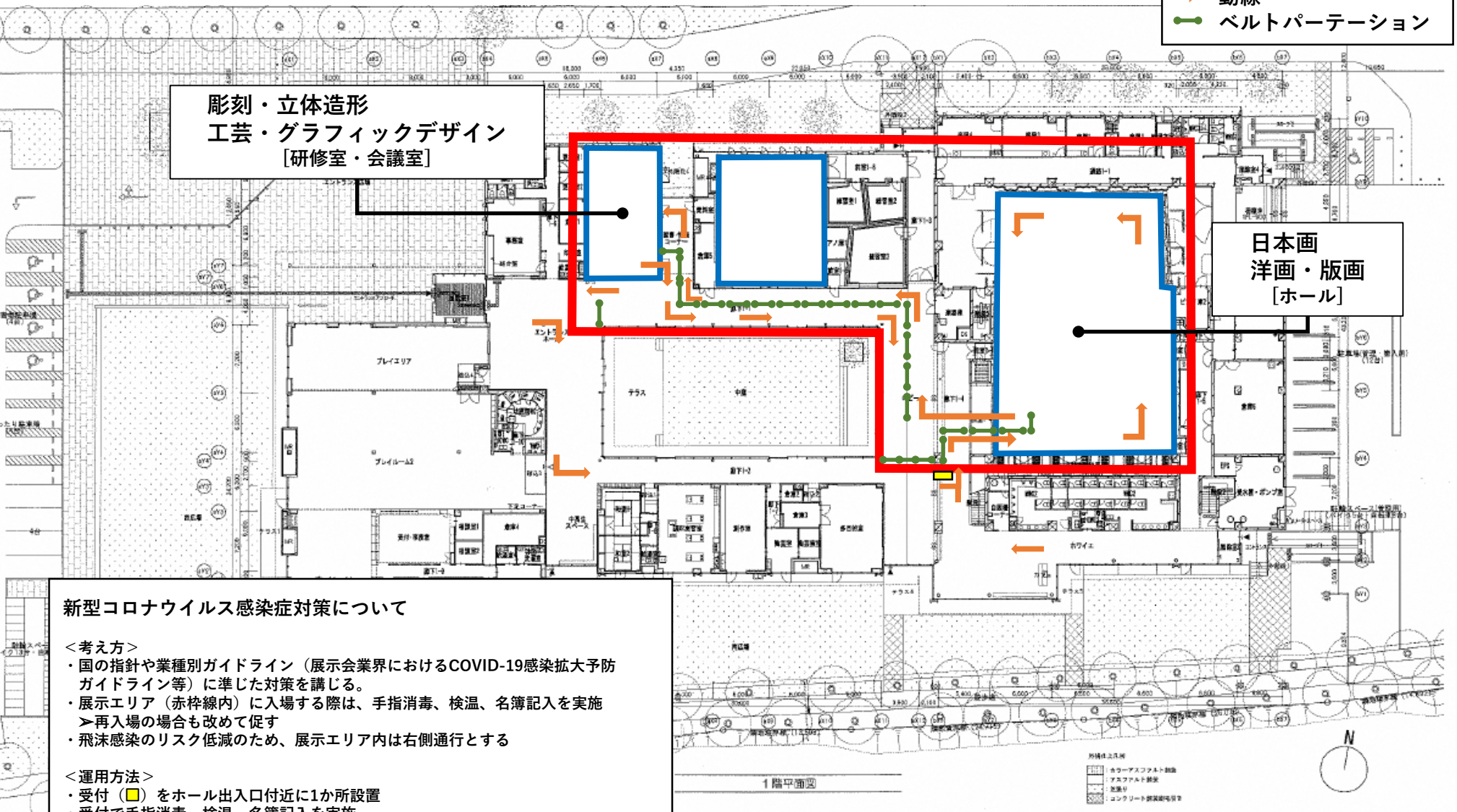
新型コロナウイルス感染症対策について

<考え方>

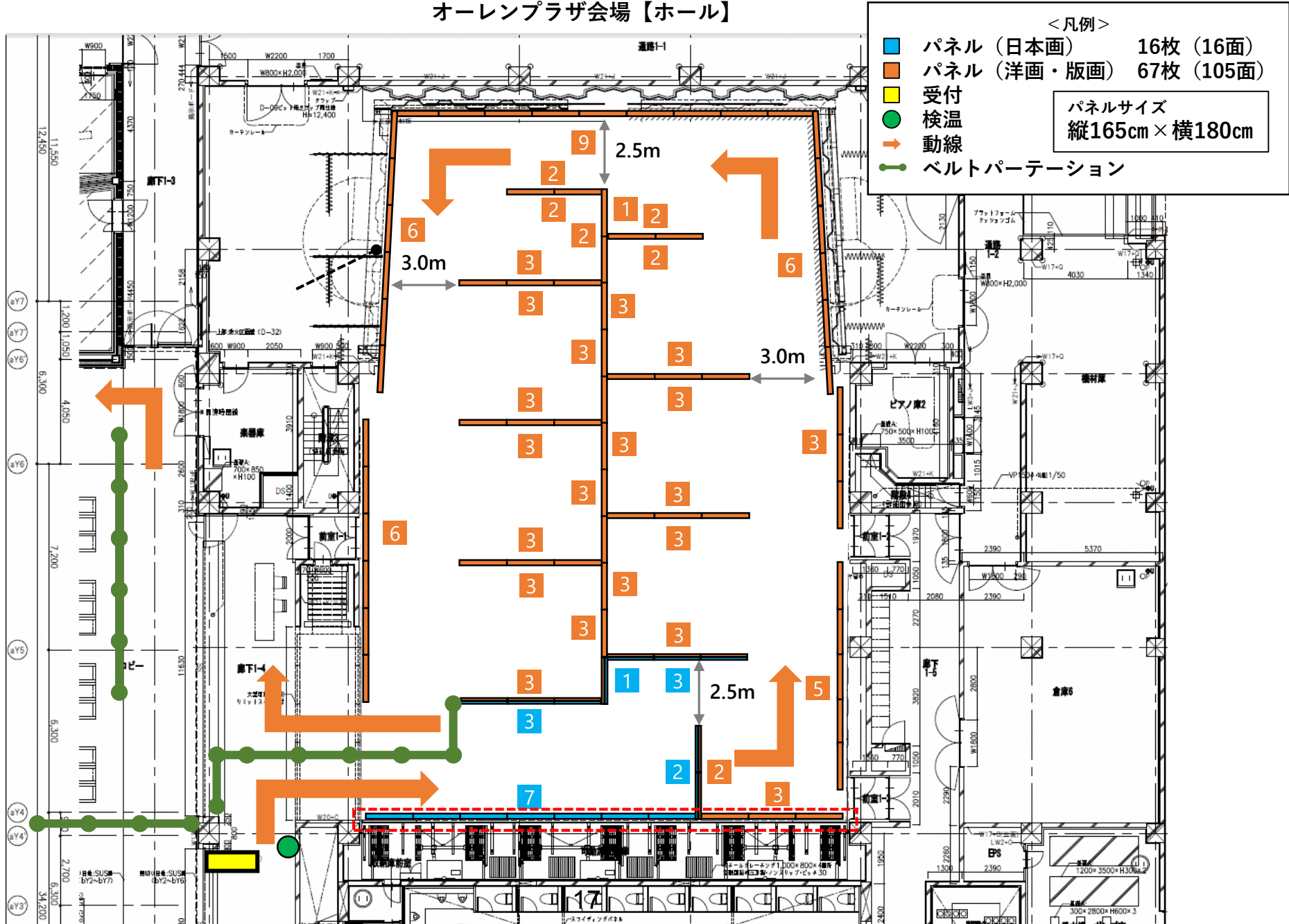
- ・国の指針や業種別ガイドライン（展示会業界におけるCOVID-19感染拡大予防ガイドライン等）に準じた対策を講じる。
- ・展示エリア（赤枠線内）に入場する際は、手指消毒、検温、名簿記入を実施  
>再入場の場合も改めて促す
- ・飛沫感染のリスク低減のため、展示エリア内は右側通行とする

<運用方法>

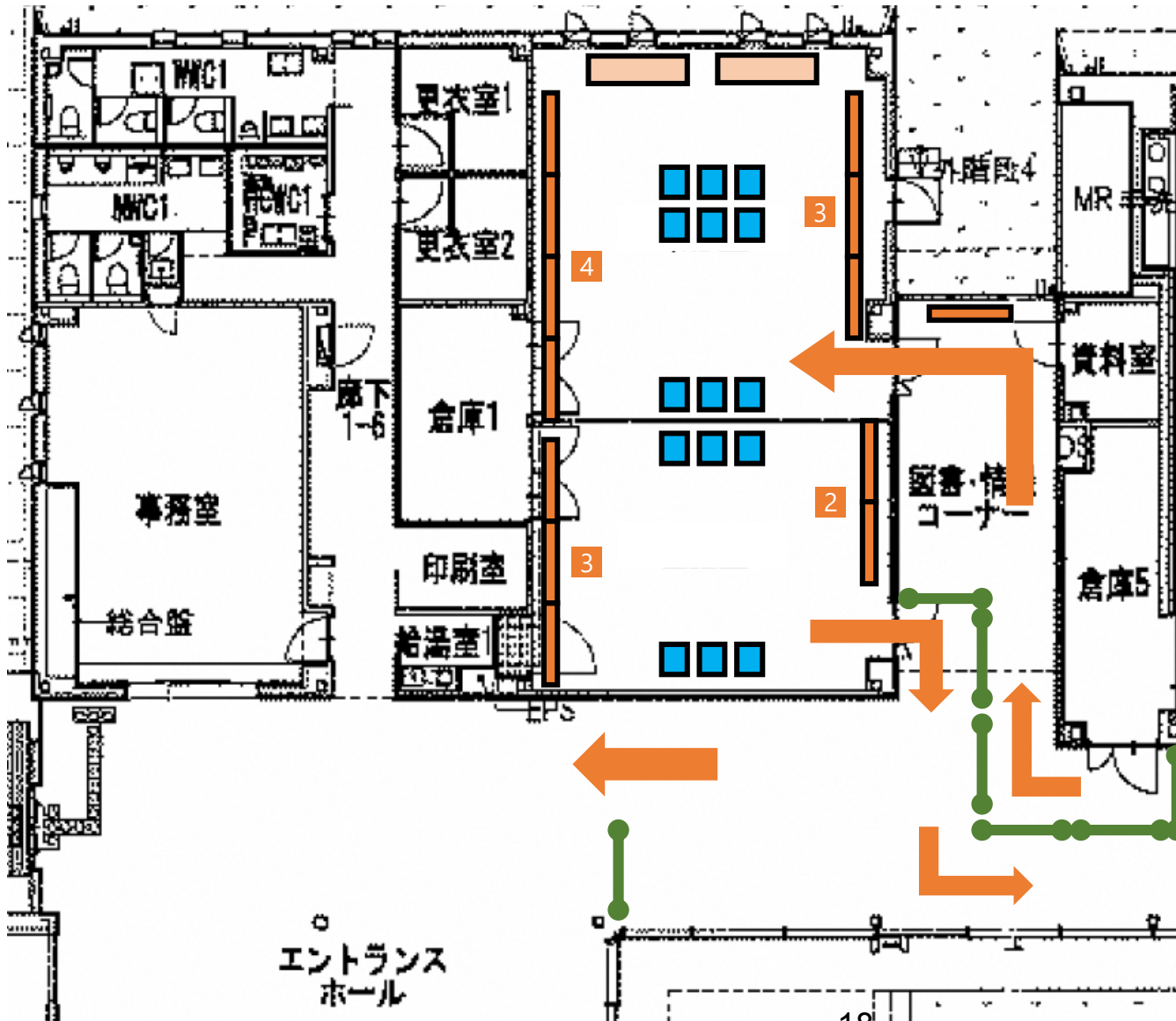
- ・受付（）をホール出入口付近に1か所設置
- ・受付で手指消毒、検温、名簿記入を実施



令和4年度 第51回上越市美術展覧会 展示レイアウト  
オーレンプラザ会場【ホール】



令和4年度 第51回上越市美術展覧会 展示レイアウト  
オーレンプラザ会場【研修室・会議室】



<凡例>

- 首台 (彫刻・立体造形) 15台
- パネル (工芸・グラフィック) 12枚
- 展示台 (工芸・グラフィック) 2台
- 受付
- 検温
- 動線
- ベルトパーテーション

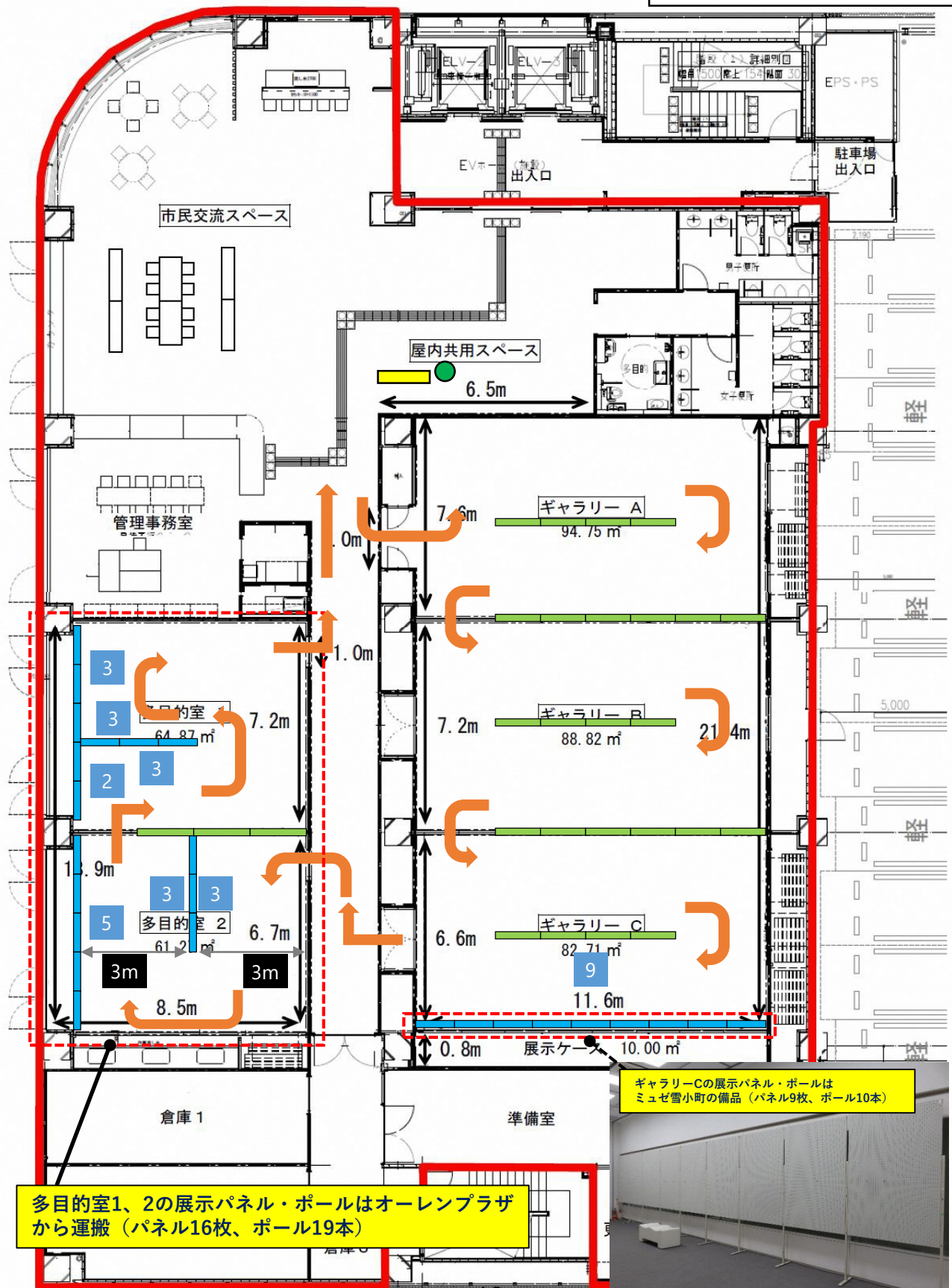
パネルサイズ  
縦165cm×横180cm



令和4年度 第51回上越市美術展覧会 展示レイアウト  
 ミュゼ雪小町

<凡例>  
 25枚 (31面)  
 パネルサイズ  
 縦180cm×横120cm

- パネル
- 受付
- 検温
- 動線



多目的室1、2の展示パネル・ポールはオーレンプラザから運搬 (パネル16枚、ポール19本)

ギャラリーCの展示パネル・ポールはミュゼ雪小町の備品 (パネル9枚、ポール10本)

## 上越市美術展覧会内規

(会議)

第1条 運営委員会は、概ね年3回開催する。

(会場)

第2条 市展は、運営委員会で承認された会場で開催する。

2 無鑑査出品の展示については、同時開催とする。

(作品の受付)

第3条 下記規定以外の作品及び公募展入選作品は受付の対象としない。

- (1) 日 本 画 額縁付きで、作品の大きさが8号(45.5 cm×38 cm)～50号(116.7 cm×116.7 cm)以内とする。額縁は縦・横とも6 cm以内とする。
- (2) 洋 画・版 画 洋画は、額縁付きで、作品の大きさが8号(45.5 cm×38 cm)～50号(116.7 cm×116.7 cm)以内とする。額縁は縦・横とも6 cm以内とする。  
版画は、A4判～A1判以内とする。
- (3) 彫刻・立体造形 底面積150 cm×150 cm以内、高さ200 cm以内、重量100kg以内とする。
- (4) 工 芸・グラフィックデザイン 工芸 壁面を使用する作品は、縦180 cm×横140 cm以内とする。  
立体作品は、底面積150 cm×150 cm以内、高さ200 cm以内、重量100kg以内とする。  
グラフィックデザイン  
A4判～B1判とする。  
デジタル作品(静止画・プリントアウトしたもの)、手描き作品(コラージュも含む)、または併用も可とする。  
額装またはパネル仕上げとする。  
既成作品の複製は不可。
- (5) 書 道 縦作品は、縦182cm×横85cm、横作品は横167cm×縦76cm以内、いずれも額または、枠の仕上がり寸法とし、軸装は不可とする。
- (6) 写 真 単写真は、プリントサイズで半切～全倍以内とし、額又は枠のサイズを73cm×103cm以内とする。  
組写真は、枠内の写真の大きさは自由とし、額又は枠のサイズを73 cm×103 cm以内とする。  
著しいデジタル加工と認められたものは不可とする。
- (7) 壁面に掲示する作品については、各部とも作品重量に耐えうるヒートン、紐が

付いているもの。なお、ガラス額装は不可。

- (8) 展示時の安全・安定に不安がある作品については、上記各号の規定にかかわらず、出品は不可とする。
- (9) 出品点数は、各部門とも2点以内とする。

(無鑑査出品の依頼)

第4条 無鑑査出品は、運営委員会で次により推薦された人に対し依頼する。

- (1) 運営委員会が特に顕著と認めた作家とする。
- (2) 市展の同一部門において授与された賞を点数化し、10点以上の成績をおさめ、運営委員会が認定した人とする。なお、賞ごとの加算点数は次のとおりとする。
  - ア 市展賞の受賞1回につき4点を加算
  - イ 優秀賞の受賞1回につき2点を加算
  - ウ 奨励賞又は新潟日報美術振興賞の受賞1回につき1点を加算

- 2 前項の規定による無鑑査出品の依頼後2年にわたり出品がない場合は、運営委員会で協議し特別の事情がない限り、その後の出品依頼は行わない。

(無鑑査出品の制限等)

第5条 前条第1項の規定による無鑑査出品については、次の各号に掲げる規定によるものとする。

- (1) 日本画・洋画部門は50号以内とする。
  - (2) 書道は、雅仙紙全紙の二分の一以内とする。
  - (3) 上記以外の部門については、応募規定に準じて取り扱うものとする。
- 2 作品の搬入搬出については、原則として出品者の責任において行う。ただし、やむを得ない事態が生じた場合、別途協議する。

(招待出品及び委嘱出品)

第6条 審査員には、招待出品を依頼し、運営委員には、委嘱出品を依頼する。

- 2 運営委員の出品は、前条の規定に準ずるものとする。

(顧問)

第7条 市展に顧問を置くことができる。

- 2 顧問は、運営委員を通算5期(10年)以上経験した人のうち、運営委員会が推薦した人とする。
- 3 顧問の職務は、次に掲げるものとする。
    - (1) 市展に関する助言、協力

附 則

この内規は、昭和62年4月1日から適用する。

附 則 (改正)

この内規は、平成5年5月18日から適用する。

附 則 (改正)

この内規は、平成7年7月31日から適用する。

附 則 (改正)

この内規は、平成8年6月4日から適用する。

附 則 (改正)

この内規は、平成9年8月7日から適用する。

附 則 (改正)

この内規は、平成13年4月1日から適用する。

附 則 (改正)

この内規は、平成15年4月16日から適用する。

附 則 (改正)

この内規は、平成16年5月11日から適用する。

附 則 (改正)

この内規は、平成17年4月1日から適用する。

附 則 (改正)

この内規は、平成18年5月10日から適用する。

附 則 (改正)

この内規は、平成19年5月9日から適用する。

附 則 (改正)

この内規は、平成20年5月9日から適用する。

附 則 (改正)

この内規は、平成21年5月12日から適用する。

附 則 (改正)

この内規は、平成22年5月19日から適用する。

附 則 (改正)

この内規は、平成23年5月18日から適用する。

附 則 (改正)

この内規は、平成23年9月24日から適用する。

附 則 (改正)

この内規は、平成24年5月16日から適用する。

附 則 (改正)

この内規は、平成27年6月10日から適用する。

附 則 (改正)

この内規は、平成28年6月1日から適用する。

附 則 (改正)

この内規は、令和元年6月1日から適用する。

附 則 (改正)

この内規は、令和4年3月23日から適用する。



上越市美術展覧会内規 新旧対照表（案）

新（改正案）	旧（現行）
<p>第3条 下記規定以外の作品及び公募展入選作品は受付の対象としない。</p> <p>(1) 日本画 <u>額縁付きで、作品の大きさが8号（45.5 cm×38 cm）～50号（116.7 cm×116.7 cm）以内とする。額縁は縦・横とも6 cm以内とする。</u></p> <p>(2) 洋画・版画 洋画は、額縁付きで、<u>作品の大きさが8号（45.5 cm×38 cm）～50号（116.7 cm×116.7 cm）以内とする。額縁は縦・横とも6 cm以内とする。</u> 版画は、A4判～A1判以内とする。</p>	<p>第3条 下記規定以外の作品及び公募展入選作品は受付の対象としない。</p> <p>(1) 日本画 額縁付きで8号～50号以内とする。</p> <p>(2) 洋画・版画 洋画は、額縁付きで8号～50号以内とする。 版画は、A4判～A1判以内とする。</p>

※下線部が今回改正箇所

## 無鑑査出品候補者の推薦について

- 1 内規第4条(1)の規定による人  
運営委員会が特に顕著と認めた作家
  
- 2 内規第4条(2)の規定による人  
市展の同一部門において授与された賞を点数化し、10点以上の成績をおさめ、運営委員会が認定した人

部 門	氏 名	受賞回数		点数	
日本画	池田 幸一	市展賞2回	第44回、50回	8	
		優秀賞1回	第45回	2	
		奨励賞			
		新潟日報 美術振興賞			
写真	浅間 宏志	市展賞1回	第50回	4	
		優秀賞1回	第41回	2	
		奨励賞2回	第43回、44回	2	
		新潟日報 美術振興賞2回	第37回、46回	2	

賞	加算点数
市展賞	4点
優秀賞	2点
奨励賞	1点
新潟日報美術振興賞	1点

## 上越市美術展覧会 運営補助業務委託の拡大について

### 1 経緯及び理由

- ・市展業務については、以前から次の2点が課題となっている。
  - (1)作品受付や審査の補助業務に多くの職員を動員することによる、職員負担の増加
  - (2)担当係の時間外勤務の増加
- ・前述の課題解決のため、令和3年度は「(1)作品受付補助」及び「(2)作品審査補助」業務の一部を新たに運営委託とした。
- ・令和3年度は課題解決に一定の成果があった一方で、依然として職員の時間外勤務が膨大であった。
- ・令和4年度は「(1)作品受付補助」及び「(2)作品審査補助」業務に加え、「(3)作品題箋（キャプション）取付等」、「(4)会場受付及び会場内監視」、「(5)作品返却」業務を新たに運営委託とすることにより、時間外勤務の縮減及び業務の効率化、市展の更なるクオリティの向上を図る。

### 2 運営補助業務委託の拡大に伴う審査等への影響

今回、拡大する委託業務は事務作業の一部であり、審査や市展の運営に直接影響することはない。